

令和2年度運動部活動推進事業  
第4回鳥取県スポーツ指導者研修会開催要項

- 1 目的 部活動指導員、運動部活動外部指導者や部活動を担当している顧問等を対象に、運動・スポーツに関する基本的知識や、子どもの発達特性及び発達段階にあった部活動指導の在り方などを研修し、指導力の向上を図るとともに、鳥取県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者のさらなる資質向上と活動促進及び指導者の連帯感を深め組織的活用を図るため、本研修会を開催する。
- 2 主催 鳥取県教育委員会  
公益財団法人鳥取県スポーツ協会  
公益財団法人日本スポーツ協会
- 3 日時 令和3年2月7日（日） 午後0時30分から午後4時30分まで
- 4 会場 県立福祉人材研修センター  
〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野1729-5  
電話 0857-59-6331 ファクシミリ 0857-59-6340
- 5 対象者 部活動指導員、運動部活動外部指導者、顧問、小学生スポーツ指導者（スポーツ少年団含む）  
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 他
- 6 内容 (1) 「子どものスポーツ活動ガイドライン」「部活動ガイドライン（感染予防対策含む）」  
「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」等について  
鳥取県教育委員会事務局体育保健課  
(2) 講演Ⅰ  
演 題：「スポーツ指導をめぐる法律問題について」  
講 師：河本・森法律事務所  
弁護士 森 祥平 氏  
(3) 講演Ⅱ  
演 題：「気になる子どもたちへの支援と関わり方」  
講 師：鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課  
指導主事 山根 康代 氏

7 日程

11:30	12:30	12:40	13:00	14:30	14:45	16:15	16:30
受付	開 会 式	ガ イ ド ラ イ ン 等 説 明	講 演 Ⅰ 「スポーツ指導をめぐる 法律問題について」	休 憩	講 演 Ⅱ 「気になる子どもたち への支援と関わり方」	閉 会 式	

## 8 申込方法

- (1) 県立・私立・国立学校の関係者（県教育委員会任用の部活動指導員及び委嘱運動部活動外部指導者・顧問）は、別添申込書①により、令和3年1月27日（水）までに、県立学校は照会文書データベースの返答文書により、学校で取りまとめて下記担当に申込書を提出してください。
- (2) 市町村（学校組合）立学校の関係者（市町村（学校組合）教育委員会任用の部活動指導員及び委嘱の運動部活動外部指導者・顧問）は、別添申込書②により学校で取りまとめて所管の教育委員会へ申し込みをしてください。
- (3) 市町村（学校組合）教育委員会は、別添申込書③にとりまとめ、令和3年1月27日（水）までに学校業務支援システムにて提出してください。
- (4) 上記（1）（2）以外の個人で申込みをされる方は、直接下記担当に申込書を送付してください。
- (5) この研修会は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格更新のための義務研修となります。公認スポーツ指導者の方は、鳥取県スポーツ協会ホームページを確認の上、記載の申込み方法に従い、直接県スポーツ協会にお申し込みください。また、公認スポーツ指導者の方で、県教育委員会任用の部活動指導員及び委嘱運動部活動外部指導者の方は、上記（1）の申込みも併せてお願いします。
- (6) 申込の受付については、受講できる人数に限りがあるため、県教育委員会任用の部活動指導員及び委嘱運動部活動外部指導者を優先する。

\*申込書は、体育保健課ホームページからダウンロードできます。

アドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/taiikuhoken/>

## 9 その他

- (1) アンケート等の記入をお願いしますので、筆記用具をお持ちください。
- (2) 県教育委員会委嘱の運動部活動外部指導者の方が参加される場合は、旅費請求書を学校が作成して、申込みと併せて送付してください。その際、個人情報保護の観点より郵送またはパスワードをかけたメールにて提出してください。なお、パスワードについては照会文書データベースの返答文書ではなく、下記のメールアドレスに別途送付してください。  
※今年度の参加実績が、来年度の委嘱の要件となります。

## 10 問合せ 鳥取県教育委員会事務局体育保健課 学校体育担当 富田

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271

電話番号 0857-26-7922

ファクシミリ 0857-26-7542

電子メール [taiikuhoken@pref.tottori.lg.jp](mailto:taiikuhoken@pref.tottori.lg.jp)